



草津市情報公開・個人情報保護審議会

会長 中谷 実 様

草津市長 橋川 渉
(家庭児童相談室)

個人情報の取扱いに関する意見について（諮問）

草津市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第10条第2項の規定に基づき審議会の意見を聴くことについて、下記のとおり諮問します。

記

目的外利用および外部提供について（条例第10条第1項第7号）

事務の内容	要保護児童等に関する情報共有システム
目的外利用・外部提供の目的	近年発生した児童虐待の事案においては、転居した際の自治体間の引継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられている。こうした課題の解決に当たっては、転居した際に自治体間での確に情報共有を行うとともに、児童相談所と市町村において夜間・休日も含め、日常的に迅速な情報共有を行うことができる仕組みが必要であることから、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等において、正確かつ迅速な情報共有が可能となる全国統一の要保護児童等に関する情報共有システムの整備を推進することとされた。 虐待事案である要保護児童に関する管内外児童相談所・市町村間における情報の提供については、児童福祉法第25条の2または児童虐待の防止等に関する法律第13条の4の規定に基づき行うことができるが、児童虐待以外の事案である要支援児童、特定妊婦の情報提供に関しては、管外児童相談所へ情報提供する法令上の根拠はないことから条例第10条第1項7号の規定により、本件個人情報を提供する。 また、死亡事例検証の対象となる重大事案等について、厚生労働省がケース記録の閲覧を行うことは法令上の根拠がないことから、条例第10条第1項7号の規定により、本件個人情報を提供する。
目的外利用・外部提供する保有個人情報の内容	子どもの氏名・性別・生年月日・住所、保護者の氏名、保護者の勤務先、家族の状況、保育所等利用状況、養育状況、福祉サービス等利用状況、面接結果、調査結果、所見、支援方針、経過 等
目的外利用・外部提供先	都道府県の児童相談所、市町村、厚生労働省
主管課等	家庭児童相談室
提供先に対する措置	別添「4.10 情報セキュリティに関する事項」、「参考資料3 システム概要」のとおり